

戸籍証明書等の広域交付

戸籍法の一部改正により、令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書などを請求できるようになりました

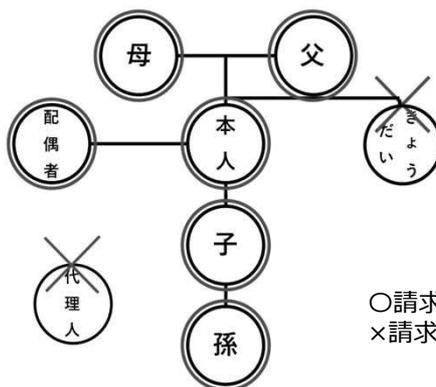


請求できる証明書の種類

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 一通450円
 - 除籍全部事項証明書（除籍謄本）・改製原戸籍謄本 一通750円
- ※戸籍抄本や戸籍の附票、電子化されていない一部の戸籍・除籍は請求できません

請求できるかた

- 本人
 - 配偶者
 - 父母、祖父母など（直系尊属）
 - 子、孫など（直系卑属）
- ※代理人（委任状）による請求はできません



○請求できるかた
×請求できないかた

請求できる場所・日時

市民課、各支所、駅前行政センター
平日8時30分～17時15分 ※土日祝日はご利用できません

請求時の注意事項

- ・請求できるかたが窓口に来庁する必要があります ※郵送では請求できません
- ・顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です
ex) マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
- ・請求書に本籍、筆頭者、対象者の氏名（漢字、カナ）、生年月日を記載していただく必要があります
- ・相続手続き等で出生から死亡までの複数の戸籍を請求される場合などはお時間がかかります
- ・すでに関連する戸籍をお持ちの方は、請求時にご持参いただくと手続きがスムーズに進みます
- ・戸籍の届出をして間もない方や本籍地へ内容確認が必要な場合などは交付できない場合があります
- ・システムメンテナンス等でご利用できない場合があります

本籍地への交付請求と広域交付の取扱いの違い

	本籍地への交付請求	広域交付（本籍地以外）
請求できるかた	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、配偶者、直系尊属、直系卑属からの請求 ・委任状による代理人からの請求 ・本人等以外からの第三者からの請求 ・弁護士等からの職務上請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、配偶者、直系尊属、直系卑属からの請求のみ対応
本人確認書類 （本人、配偶者、直系尊属、直系卑属からの請求の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・官公署発行の顔写真付きの本人確認書類1点 又は ・それ以外の本人確認書類2点 	<ul style="list-style-type: none"> ・官公署発行の顔写真付きの本人確認書類1点 ※それ以外の本人確認書類では、広域交付をご利用できません。
戸籍証明書の種類及び手数料	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） 一通450円 除籍全部事項証明書（除籍謄本）、除籍個人事項証明書（除籍抄本）、改製原戸籍謄（抄）本 一通750円 ※広域交付では、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、除籍個人事項証明書（除籍抄本）、改製原戸籍抄本、電子化されていない一部の戸籍・除籍は請求できません	

届書等情報内容証明書

届書等の書類を画像情報として処理したもの 一通350円

- 請求できる場所…届書等受理地、本籍地
- 請求できる人…事件本人、届出人、その他利害関係人

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号

行政手続において、戸籍電子証明書を利用するために必要な英数字16桁の符号 一通400円
（除籍は一通700円）

※以下の場合には手数料はかかりません

- ・マイナポータルを通じて請求を行う場合
- ・戸籍（除籍）謄本と同時に請求を行う場合

○請求できる場所…全国の市区町村の窓口（代理人や郵送の場合は本籍地のみ）

○請求できる人…本人、配偶者、直系尊属、直系卑属

※行政手続において戸籍電子証明書の利用が始まるのは、令和7年3月以降の見込みです